

1. 要 旨

改正児童福祉法により、市町村の責務として「児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない」ことが明確化された。

様々な事情により、地域社会から孤立しがちな子育て家庭が存在しており、公的な支援につながりを持たない家庭や、妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭に対して、市町村が積極的に訪問するアウトリーチ型（訪問型）支援を実施しすることで、児童虐待の発生を予防することが必要。

また、養育支援訪問事業の未実施市町村等について、民間団体（NPO法人等）を活用するなど、地域の実情に応じて実施できるようにすることで、積極的な取組を促すことが必要。

（ ）平成27年度養育支援訪問事業実施市町村：1,447 / 1,741市町村（83.1%）

（ ）平成26年度養育支援訪問事業による訪問家庭数：76,656家庭

2. 拡充内容

公的な支援につながっていない児童（健診の谷間にある児童、3歳～5歳児で保育所、幼稚園等に通っていない児童）のいる家庭や、妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭について、「養育支援訪問事業」の対象として明確化する。

既存の「養育支援訪問事業」の予算積算を組替え、「育児家事援助」について、民間団体（他の補助金等により事務費の補助を受けていない団体に限る。）に委託して事業を行う場合、運営に必要となる事務費（消耗品費、通信運搬料、借料及び損料）を補助する。

市町村における訪問型支援の拡充

現状・課題

- ・ 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境等を把握
- ・ 母子保健法に基づく、各種健診により養育環境等を把握
- ・ 上記等により、養育支援が必要と認めた家庭に対して、訪問による指導や助言を実施

妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭が存在

1歳6か月児健診～3歳児健診までの間は、母子保健法に基づく健診もなく、行政と接点を持たない家庭が存在

3歳～5歳までの間で、幼稚園や保育所等に通っていない場合など、行政と接点を持たない家庭が存在

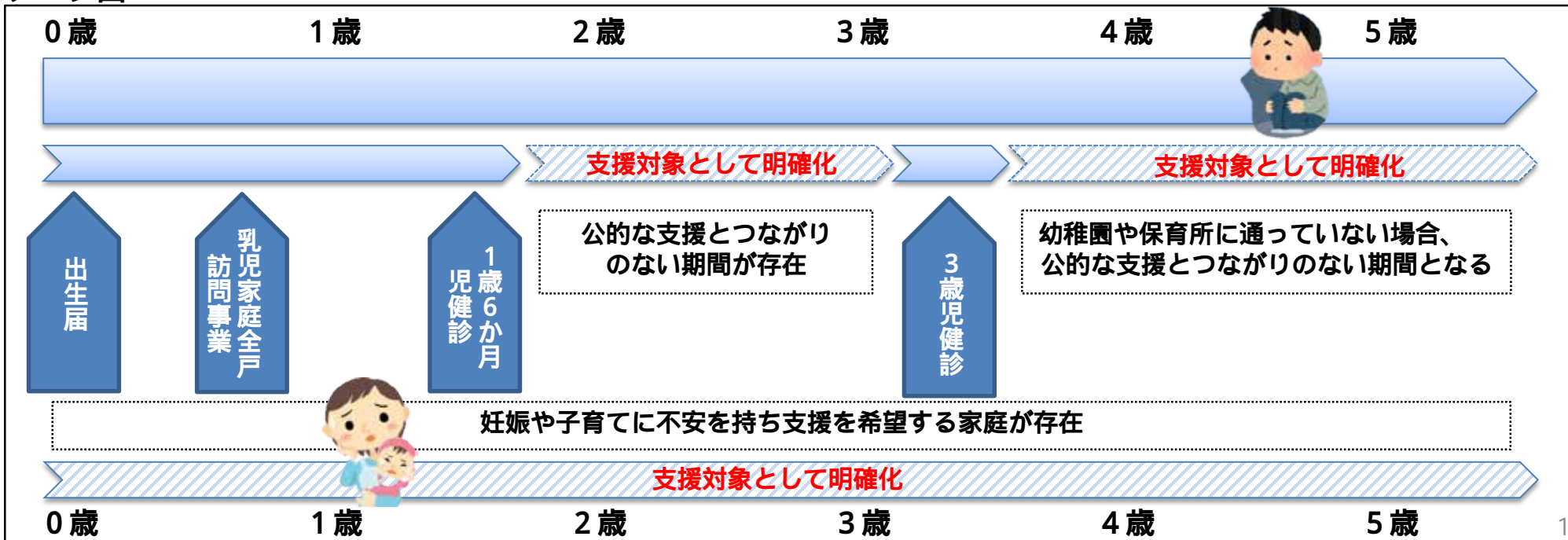
養育支援訪問事業について、未実施市町村が存在。

対応

養育支援訪問事業について、

- ・ 妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭への訪問支援を明確化。
- ・ 健診の谷間にある児童や、3～5歳児で幼稚園や保育所等に通っていない児童のいる家庭に対する訪問支援を明確化。
- ・ 地域の実情に応じて、民間団体等へ委託して実施ができるよう、積算単価の組替え

イメージ図



ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）

3. 「希望出生率1.8」に向けた取組の方向

（2）すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備

児童虐待の問題に社会全体で対応し、児童の最善の利益が優先して考慮されるよう、児童相談所の専門性強化等による発生時の迅速・的確な対応に加え、予防から児童の自立支援（家庭養護の推進等）に至るまでの総合的な対策を進める。

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）（平成28年3月10日）

7. 新たな子ども家庭福祉体制の整備

1) 新たな子ども家庭福祉体制の全体像

子ども虐待で最も多い対応となっている在宅支援を適切に行うため、在宅・通所支援を積極的に活用し、家事援助を含む生活全般にわたる在宅支援、民間団体・医療機関等による通所支援を受けさせることができることとする。

2) 新たな子ども家庭福祉に関する見直しの要点

（3）通所・在宅支援の積極的実施

全国児童相談所の虐待相談対応件数の9割以上の子どもは、在宅支援となっている。その中には、いわゆる「見守り」という形で有効な支援がほとんどなされない事例もあり、こうした子どもは、再び通告の対象になる、あるいは、そのまま虐待的環境の中で成長し、その養育不全体験を次世代に連鎖するという悪循環に至る危険も大きい。

この現状を児童虐待防止の重要課題として新たな社会的養育システムの中に位置付け、虐待通告された子どものうち、在宅に戻された子ども等の支援のために通所・在宅支援を積極的に行う必要がある。

先に示した市区町村が設置する「地域子ども家庭支援拠点」がこれを中心となって担い、必要に応じて児童相談所と共同し、通所・在宅支援（養育支援、家事支援等）を行うものとする。通所・在宅支援について、国は自治体とともに財政的支援を行うものとし、これにより、支援を行う民間団体などが増加し、それに伴って新たな支援の方法が開発、提案されることも期待できる。

すくすくサポート・プロジェクト（平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定）

児童虐待防止対策強化プロジェクト

1. 児童虐待の発生予防

児童相談所や市町村における児童虐待に係る相談対応件数は増加の一途を辿り、死亡事例の4割強が0歳児であることを踏まえ、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチ支援を積極的に行うことを含め、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遁減する。

孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ

不安定な生活など、様々な事情により地域社会から孤立している子育て家庭に対するアウトリーチ支援を強化するため、乳児家庭全戸訪問事業を全ての市町村において実施する。養育支援訪問事業についても、全ての市町村において実施することを目指す。

（5）市町村の体制整備について

養育支援訪問事業について

予期しない妊娠等妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭や、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやリスクを抱え、特に支援が必要な家庭については、市町村における養育支援訪問事業等により、相談・支援を実施しているところであるが、様々な事情により地域社会から孤立しがちな子育て家庭等に対して、より積極的な支援を実施できるよう、支援対象について、

- ・ 妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭
- ・ 公的な支援につなげていない子どもがいる家庭

を明確化することを予定している。

これにより、母子保健法に基づく健康診査の対象となっていない年齢の乳幼児がいる家庭、3歳～5歳までの間で保育所等に通っていない子どもがいる家庭等についても、養育支援訪問事業の補助対象となるため、支援が届きにくい子育て家庭等への事業の積極的な活用をお願いする。

また、市町村が民間団体に事業を委託して実施する場合、運営に必要となる事務費の補助の創設を行うこととしているため、訪問者の確保ができず事業の実施を断念していた市町村等においては、民間団体を活用するなど、積極的に事業に取り組んでいただきたい。

例えば、現在、一部の市町村や民間団体において実施している、いわゆる「ホームスタート（注）事業」等の独自の取組などは、今回の支援対象の明確化に伴う家庭への支援に取り組んでいると考えられるため、積極的に活用されたい。

さらに、現在、養育支援訪問事業を実施している市町村においても、より一層専門性を強化するため、地域における子育て支援のノウハウを持った民間団体を活用するなど、さらなる事業の推進に努めていただきたい。

なお、今般の改正の内容を含め、「養育支援訪問事業ガイドライン」（平成21年3月16日雇用均等・児童家庭局長通知）の改正を予定しているので、ご承知おき願いたい。

（注）ホームスタートとは、研修を受けた子育て経験者が、6歳未満の子どもがいる家庭に、週に1回、2時間程度訪問し、「傾聴（親の気持ちを受け止めて話を聞くこと）」と「協働（親と一緒に家事や育児、外出などを行うこと）」を行う家庭訪問型の子育て支援。（<http://www.homestartjapan.org/about/>）

和光市におけるホームスタート事業の取組について、政府広報で取り上げる予定としており、後日、厚生労働省のHPに公開する予定です。

養育支援訪問事業実施要綱新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p data-bbox="73 274 129 300">別紙</p> <p data-bbox="421 368 757 394" style="text-align: center;">養育支援訪問事業実施要綱</p> <p data-bbox="80 464 271 489">1 事業の目的</p> <p data-bbox="136 512 203 537">（略）</p> <p data-bbox="80 887 241 912">2 実施主体</p> <p data-bbox="136 935 203 960">（略）</p> <p data-bbox="80 1075 271 1101">3 事業の内容</p> <p data-bbox="136 1123 674 1149">対象家庭を訪問し、以下の内容を実施する。</p> <p data-bbox="118 1171 1099 1476"> （１） 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。 （２） 出産後間もない時期（概ね１年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。 （３） 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援。 </p>	<p data-bbox="1131 274 1187 300">別紙</p> <p data-bbox="1473 368 1809 394" style="text-align: center;">養育支援訪問事業実施要綱</p> <p data-bbox="1137 464 1328 489">1 事業の目的</p> <p data-bbox="1160 512 2163 820"> 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第５項に規定される事業。） </p> <p data-bbox="1137 887 1299 912">2 実施主体</p> <p data-bbox="1189 935 1980 1008"> 実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。 </p> <p data-bbox="1137 1075 1328 1101">3 事業の内容</p> <p data-bbox="1189 1123 1727 1149">対象家庭を訪問し、以下の内容を実施する。</p> <p data-bbox="1171 1171 2163 1433"> （１） 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。 （２） 出産後間もない時期（概ね１年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。 （３） 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援。 </p>

改正後	改正前
<p>(4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。</p> <p>4 実施方法</p> <p>(1) 支援の対象</p> <p><u>本</u>事業の支援対象は、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような状態にある家庭(里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む。)を対象とする。</p> <p><u>ア</u> <u>妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭。</u></p> <p><u>イ</u> 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭。</p> <p><u>ウ</u> 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭。</p> <p><u>エ</u> 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。</p> <p><u>オ</u> <u>公的な支援につながらない児童(健診の谷間にある児童、3歳～5歳児で保育所、幼稚園等に通っていない児童)のいる支援を必要とする家庭。</u></p> <p><u>カ</u> 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭。</p> <p>(2) 訪問支援者 (略)</p>	<p>(4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。</p> <p>4 実施方法</p> <p>(1) 支援の対象</p> <p><u>この</u>事業の支援対象は、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような<u>一般の子育て支援サービスを利用することが難しい</u>状態にある家庭(里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む。)を対象とする。</p> <p><u>ア</u> 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭。</p> <p><u>イ</u> 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭。</p> <p><u>ウ</u> 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。</p> <p><u>エ</u> 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭。</p> <p>(2) 訪問支援者</p> <p>訪問支援者については、専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施することとし、育児・家事援助については、子育て経験者、ヘルパー等が実施することとする。</p>

改正後	改正前
<p>(3) 研修 (略)</p> <p>(4) 支援内容の決定方法</p> <p><u>本事業の中核となる機関(中核機関)を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があるとと思われる家庭に関する情報の収集を行う。</u></p> <p>中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。</p> <p>訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。</p> <p>なお、中核機関は、<u>要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)</u>の調整機関がその機能を担うことが望ましい。</p> <p><u>5 留意事項</u></p> <p><u>(1) 本事業に従事する者は、児童の「最善の利益」を実現させる観点から、児童及びその保護者等、または妊婦への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の秘密を漏らしてはならない。</u></p>	<p>なお、複数の訪問支援者が適切な役割分担の下に支援を実施するなど、効果的な支援を行うこと。</p> <p>(3) 研修</p> <p>訪問支援者に対して、訪問支援の目的、内容、支援の方法等について、必ず事前に研修を行うこと。</p> <p>研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。</p> <p>なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略して差し支えないものとする。</p> <p>(4) 支援内容の決定方法</p> <p><u>この事業の中核となる機関(中核機関)を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があるとと思われる家庭に関する情報の収集を行う。</u></p> <p>中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。</p> <p>訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。</p> <p>なお、<u>この</u>中核機関は、<u>子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)</u>の調整機関がその機能を担うことが望ましい。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="107 229 1102 400"><u>(2) 平成 29 年改正では、様々な事情により地域社会から孤立しがちな子育て家庭等に対して、より積極的な支援を実施できるよう、妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭、公的な支援につながりを持たない家庭を本事業の対象として明確化したところである。</u></p> <p data-bbox="170 416 1102 544"><u>こうした対象家庭への支援には、家庭訪問型子育て支援を実施している民間団体等を活用して、育児・家事援助に重点を置いた必要な支援の提供に努められたい。</u></p> <p data-bbox="76 603 219 683">6 費用 (略)</p>	<p data-bbox="1131 603 1274 635">5 費用</p> <p data-bbox="1169 651 2152 730">市町村が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p>